# やおっち 商い通信

令和８年11月号
八百津町商工会

https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/


# 11月7・8日「産業文化祭」開催

八百津町の秋の１大イベント「八百津町産業文化祭」が間もなく開催されます。
商工会は、例年通り、商業部会がテント村出店、工業部会は産業会館（商工会館ロビー）での展示出店を行います。テント村出店者は４２店舗。青年部・女性部は恒例のラーメンとぜんざい、法人会女性部は税金広報（税金クイズ 賞品あり）で出店します。

その他に、新企画として新丸山ダム工事事務所による「お買物シールラリー」も開催されます。４種類のシールを集めると、先着260名に丸山ダム記念品が贈呈されます。八百津町と友好交流都市である南知多町のほか、石川県穴水町、福井県敦賀市の特産品も販売します。ぜひお誘いあわせの上、会場にお越しください。

## 第45回八百津町産業文化祭 出店テント配置図




## 工業展示出店者一覧

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 特別展示 | 岡崎製材所 | 通年展示 | 八百津煎餅(協) | 味噌平醸造(株) | 伊藤建具 |
| | 白鳥恵那愛知電機(株) | | 八百津菓子(協) | 佐合食品工業(株) | (株)日本パーツ製作所 |
| | | | 花盛酒造(株) | つたぶ製麺所 | (株)宏栄精機工業 |
| | | | (資)山田商店 | おおだいら養蜂 | (株)富信 |
| | | | 内堀醸造(株) | (株)長谷川人形 | ワカムラ電機(株) |

# 今年の年末調整は複雑・要注意

令和８年の年末調整では、税制改正に伴い基礎控除や各種控除枠が引き上げられます。この改正は、原則として令和８年12月１日に施行され、同年12月の年末調整で１年分がまとめて精算されます。（11月までの毎月の源泉徴収額には反映されません）

年末調整時に下記の改正に基づいて給与の所得税を計算し、これまでに預かった源泉所得税との差額を精算します。計算の際はご注意ください。

**【基礎控除の引上げ】**

| 合計所得金額<br>令和８・９年分における<br>収入が給与だけの場合の収入金額（注３） | 基礎控除額（改正された範囲） | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 改正後（注１） | | 改正前（注１） | |
| | 令和８・９年分 | 令和10年分以後 | 令和８年分 | 令和９年分以後 |
| 132万円以下<br>（206万円以下） | 104万円（注２） | 99万円（注２） | 95万円（注２） | 88万円（注２） |
| 132万円超　336万円以下<br>（206万円超　475万1,999円以下） | | 62万円 | | |
| 336万円超　489万円以下<br>（475万1,999円超　665万5,556円以下） | | | 68万円（注２） | 58万円 |
| 489万円超　655万円以下<br>（665万5,556円超　850万円以下） | 67万円（注２） | | 63万円（注２） | |
| 655万円超　2,350万円以下<br>（850万円超　2,545万円以下） | 62万円 | | 58万円 | |

**【給与所得控除の最低保障額の引上げ】**

| 給与等の収入金額 | 給与所得控除額（改正された範囲） | | |
|---|---|---|---|
| | 改正後 | | 改正前 |
| | 令和８・９年分 | 令和10年分以後 | |
| 190万円以下 | 74万円（注１） | その収入金額×30％＋８万円<br>（69万円未満となる場合は、69万円） | 65万円 |
| 190万円超　220万円以下 | | | その収入金額×30％＋８万円 |

**【扶養親族等の所得要件の改正】**

| 扶養親族等の区分 | 所得要件（注１）<br>（令和８・９年分における収入が給与だけの場合の収入金額（注２）） | |
|---|---|---|
| | 改正後 | 改正前 |
| 扶養親族<br>同一生計配偶者<br>ひとり親の生計を一にする子 | 62万円以下<br>（136万円以下） | 58万円以下<br>（123万円以下） |
| 特定親族 | 62万円超　123万円以下<br>（136万円超　197万円以下） | 58万円超　123万円以下<br>（123万円超　188万円以下） |
| 配偶者特別控除の対象となる配偶者 | 62万円超　133万円以下<br>（136万円超　207万円以下） | 58万円超　133万円以下<br>（123万円超　201万5,999円以下） |
| 勤労学生 | 89万円以下<br>（163万円以下） | 85万円以下<br>（150万円以下） |

上記の他に、年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例があります。計算がかなり複雑になっており手計算は間違いの元です。給与ソフトの活用をお勧めします。対象者５名までであれば、ずっと無料で使用できるクラウドアプリもありますので、導入をご検討下さい。

# 取っておいて損はない！
## ～事業継続力強化計画～

阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、直近では R6 年 1 月に能登半島地震が発生しました。今後 30 年以内に南海トラフ地震が発生する確率は 60～90％と言われています。

昨今は大雨による浸水や土砂崩れ、台風による突風などの自然災害も多発しており、今年の千葉豪雨による洪水災害は記憶に新しいところです。現在進行形で巷をにぎわせているサイバー攻撃による人為災害も甚大な被害を発生させています。

だからこそ、災害発生時にどのように動くのか、事前に計画を立てすぐ対応できるよう準備することはとても大切なことです。国は、災害発生時に事業を継続するための計画「事業継続力強化計画」を事業所の皆様が立てることを推奨し、支援策を用意しています。

商工会では、災害発生に備えた計画を立てるお手伝いをしています。防災の専門家も派遣します。難しく考えず「うちが被害を受ける可能性が高いのは地震か洪水か土砂崩れか」「電話が使えないときの連絡方法は」「連絡を取らなければいけない関係先は社長以外でもわかるようになっているか」など、万が一を想定して対策を考え、それを文字にすれば計画の完成です。

さらに、立てた計画について**国から認定を受ける**ことで、様々な支援が受けられるようになります。

**【認定を取るメリット】**
- 国や県の補助金（持続化補助金・ものづくり補助金）の審査で加点が付く（採択されやすくなる）
- 計画に沿った設備投資に係る低利融資が受けられる
- 取引先からの信用が増す（ロゴマークで認定アピール）

令和８年度 事業継続力強化計画 認定 経済産業省

関連サイト

# カスタマーハラスメント対策の義務化

労働施策総合推進法の改正により、令和８年１０月１日から、労働者を雇用する全ての事業主に対し、カスタマーハラスメント（顧客や取引先が企業や従業員に対して行う、理不尽で著しい迷惑行為や過剰な要求など）防止対策が義務付けられました。

事業主は、労働者の就業環境が害されることのないよう、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、雇用管理上必要な措置を取る必要があります。

岐阜県では、事業主や労働者の方が活用できるカスタマーハラスメントの相談窓口を設置していますので、カスハラ関連でお悩みの方は、下記の相談窓口へご相談ください。

【岐阜労働局】（雇用環境・均等室［総合労働相談コーナー］）
岐阜市金竜町 5-13 岐阜合同庁舎内（電話　058-245-8124）

【県の相談窓口】
① 岐阜県労働雇用課
岐阜市薮田南 2-1-1 岐阜県庁商工労働部（電話　058-272-8399）
② 可茂県事務所（振興防災課産業労働係）
美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎（電話　0574(25)3111(代)）

# 本年度の公募が始まりました
# 持続化補助金で新たな取組みを

前回の公募は、本年度始まってすぐの４月末が期限だったため、申請を逃した事業者の方も多いかと存じます。いよいよ本年度の公募が始まります。

本補助金は、販路開拓と生産性向上の取組みを支援するもので、比較的申請がしやすく使い勝手の良い補助金です。物価高や人材不足で厳しい経営環境の中でこそ、補助金を活用して新たな取組みにチャレンジしてみませんか？

申請をお考えの方は、**お早めに商工会にご相談ください**。（TEL 43-0266）

**【制度概要】**

申請期限：１２月１５日（火）　　※商工会へのご相談は１１月末までにお願いします
事業期間：令和１０年３月３１日まで（実績報告提出期限：令和１０年４月１０日）
対象経費：販路開拓（＋業務効率化）の取組み（機械装置等購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費、ウェブサイト構築費）
※ 広報費とウェブサイト関連費は単独実施不可、補助上限 30 万円
共通要件：小規模事業者であること、商工会の支援を受けて事業に取組むこと
申請方法：電子申請のみ（Ｇビズ ID プライム等が必要）※新規取得に２週間程度必要です

**【一般型（通常枠）】**

補助金額：５０万円（上限）　　補助率：２/３（賃金引上げ特例の赤字事業者は３／４）
上乗金額：インボイス特例 ＋５０万円（上限）　　賃金引上げ特例 ＋１５０万円（上限）
追加要件：免税事業者がインボイス登録事業者になること（インボイス特例選択の場合）
従業員１人あたり給与支給総額を年平均 3.0%以上増加させること
（賃金引上特例選択の場合）

**【創業型】**

補助金額：２００万円（上限）　　補助率：２/３
上乗金額：インボイス特例 ＋５０万円（上限）
追加要件：創業３年以内であること
認定連携創業支援等事業者による「特定創業支援等事業」支援を受けていること
免税事業者がインボイス登録事業者になること（インボイス特例選択の場合）

**《注意点》**

- 相見積取得要件：発注先選定時、２者以上の見積（相見積）が必要となる基準が、前回の 100 万円から、今回は 50 万円超（税込）に変更されました。
- 複数回申請：事業実施期間終了月の翌月から１年間が経過していない、あるいは「事業効果および賃金引上げ等状況報告書」を提出していない場合、今回の申請はできません。




商工会は経営支援を通じて企業の未来に貢献する！
**八百津町商工会**
加茂郡八百津町八百津3800－4
TEL（0574）43－0266　FAX（0574）43－2448
E－mail : yaotsu@ml.gifushoko.or.jp
https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/